

大規模事業 事前評価答申結果一覧表

河川課

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画				総合評価		答申結果
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案	理由	
1	公共	小屋畑川広域河川改修事業(久慈市)	R3	R8	事業延長: 2,250m、 河道付替え: 950m、 河道掘削50,000m ³ 、 橋梁工: 4 橋、 樋門: 1 基	7,000	事業実施	<p>○当該地区は、断面が狭小で流下能力が不足していることから、本事業により、小屋畑川については流下能力が不足している区間の改修及び河道付替えを、長内川については流下能力が不足している橋梁の架替えを実施することによって流下能力が向上し、背後地の安全に寄与するものである。</p> <p>○社会経済情勢について、本県は、近年の集中豪雨等により各地で大規模な洪水が発生し、甚大な浸水被害が多数発生していることから、早期の治水対策が望まれており、着実に河川整備を実施する必要がある。本地区では、令和元年10月の台風第19号による豪雨により、甚大な浸水被害が発生しているほか、近年多発している豪雨により、地域住民の治水事業に対する関心は非常に高く、地元からも早期改修の要望を受けている。</p> <p>○自然環境等への配慮について、事業実施に当たっては、振興局で実施している公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会に付議し、有識者等の助言を受けながら、必要に応じて関係機関との協議及び現地調査を行い、環境に配慮して事業を進めることとする。</p> <p>○事業計画の妥当性については、代替案として考えられる事業手法の総合的な検討の結果、河道付替え案が最も妥当であり、事業に関する指標及び費用便益分析の結果からも、事業効果が確認できることから、本事業計画は妥当であると判断している。</p> <p>○以上のことから、本事業の目的を達成するためには、現時点での社会経済情勢等の状況などを検討した結果、本計画のとおりの実施が妥当であると判断したものである。</p>	「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。